

令和 5 年 第 9 回 定 例 会 議 録

招 集 年 月 日	令和 5 年 12 月 12 日 (火曜日)			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 議	12月13日 10時00分 渡久地政雄議長宣言			
散 会	12月13日 14時52分 渡久地政雄議長宣言			
出 席 議 員 (応 招 議 員)	1	渡久地 政 雄 議員	7	島 袋 勉 議員
	2	知 念 邦 夫 議員	8	島 袋 義 範 議員
	3	宮 城 弘 和 議員	9	亀 里 敏 郎 議員
	5	虻 江 修 議員	10	名 嘉 實 議員
	6	並 里 晴 男 議員	11	内 間 広 樹 議員
欠 席 議 員				
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議会事務局長 山城直也君 主 査 金城成君			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	名城政英君	副 村 長	内 間 常 喜 君
	教 育 長	玉 城 洋 之 君	総 務 課 長	西 江 忍 君
	福 祉 課 長	島 袋 裕 次 君	住 民 課 長	平 敷 兼 清 君
	会 計 管 理 者	玉 城 睦 美 君	企 画 課 長	島 袋 英 樹 君
	農 林 水 産 課 長	浦 崎 悟 君	建 設 課 長	知 念 利 次 君
	商 工 観 光 課 長	金 城 幸 人 君	教 育 行 政 課 長	新 城 米 広 君
	医 療 保 健 課 長	万 寿 祥 久 君	公 営 企 業 課 長	玉 城 正 朝 君
	農 業 委 員 会 事 務 局 長	知 念 浩 司 君	総 務 課 長 補 佐	古 堅 裕 喜 君
議 事 日 程 及 び 会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和5年第9回伊江村議会定例会議事日程（第2号）

令和5年12月13日（水）午前10時00分 開 議

日程	議案番号	件名
第1	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
第2	議案第66号	伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
第3	議案第76号	伊江村手数料条例の一部を改正する条例の制定について
第4	議案第67号	伊江村企業版ふるさと納税基金条例の制定について
第5	議案第68号	伊江村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
第6	議案第69号	伊江村移住定住促進住宅新築工事の請負契約の変更について
第7	議案第70号	伊江島蒸留施設機能拡充事業整備工事（建築）の請負契約の変更について
第8	議案第71号	令和5年度伊江村一般会計補正予算（第6号）（説明）
第9	議案第72号	令和5年度伊江村診療所特別会計補正予算（第3号）（説明）
第10	議案第73号	令和5年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（説明）
第11	議案第74号	令和5年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（説明）
第12	議案第75号	令和5年度伊江村水道事業会計補正予算（第3号）（説明）

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ただいまから、令和5年第9回伊江村議会定例会、2日目の会議を開きます。 (開議時刻10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入ります。日程第1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

それでは、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を御説明申し上げます。

まず人権擁護委員についてですが、人権擁護委員は法務大臣の委嘱になっており、その任期は3年でございます。委員の候補者につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により当該市町村の議会の意見を聞いた上で、市町村長が法務大臣に対して推薦を行うこととなっております。

それでは今回の諮問第1号で、前任の宮里愛子氏が退任したことによる後任として記載してあります伊江村字東江前192番地、玉城綾子氏、昭和45年11月23日生まれの53歳を推薦をしたく、ここに議会の意見を求めるものでございます。玉城綾子氏につきましては、皆さんもよく御存じかと思いますが、平成31年4月に村の婦人会長に就任され、その後2期4年間婦人会活動を牽引され貢献をされております。現在においても、自治活動に熱心に取り組むなど、地域の方から信望も厚く広く地域の実情に精通されているというふうに考えております。今後の人権擁護活動に御尽力いただける適任者として推薦をしているところでございますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げまして提案理由とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。お諮りします。

諮問第1号については、質疑、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、質疑、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、採決いたします。お諮りします。

本案は、適任とすることに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、適任と決定いたしました。

日程第2. 議案第66号 伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第66号 伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

提案理由といたしましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)が令和5年5月19日に公布され、出産する予定又は出産した被保険者に係る国民健康保険税の減額が、令和6年1月1日から施行されることに伴い、伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、本条例案を提出するものでございます。

なお詳細につきましては、住民課長から説明させますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

それでは今回の改正について、説明いたします。先に本日配付しております議案第66号の説明資料に横書きのものです。横書きの資料から説明して、改正文の改め文の説明に入りたいと思いますので、よろしくお願い致します。

説明資料2の今回の改正は子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援の観点から、国保加入者で産前産後の被保険者の国保税を減額する措置が創設されたための条例改正であります。

それでは産前産後に係る保険料減額制度について説明いたします。条例の改正方法としては、新たな条文の追加になります。①対象となる方は、出産する国保加入者で、令和5年11月1日以降に出産、または出産予定の方となります。

②減額期間は、単胎妊娠の場合は、出産予定月の1か月前から出産予定月の翌々月までの4か月間で、多胎妊娠、双子以上の場合は、出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月までの6か月となります。減額期間のイメージとして、下の表になります。出産予定月を四角の欄とした場合を示しております。また、この制度は令和6年1月1日からの施行となりますので、令和5年度に限っては特殊な適用になり、下の表のイメージになります。出産予定月を黒の四角で表しています。令和5年11月、先月に出産された方は、法律や条例施行日が令和6年1月1日となっているため、減額対象期間は令和6年1月のみとなります。12月予定、1月予定、2月予定につきましては、塗りつぶしで示しているとおりスライドしていくこととなります。

③減額となる対象金額です。所得割額、均等割額とともに、その額の12分の1の額に減額対象月数を乗じた額、単胎妊娠であれば4か月、多胎妊娠であれば6か月となります。その下、第23条の2も規定の追加の改正になります。内容としては減額するに当たっての届出書類及び添付書類について定めています。減額した分については、国、県からの財政措置があり、国2分の1、県4分の1、村4分の1を合わせて一般会計から国保会計へ繰り出したします。減額の試算のイメージとして出しておりますので裏面を御確認ください。簡易的なケースで試算をしております。ケース1上段の部分です。ケース1として夫にのみ所得割額がある場合です。均等割額に夫、妻それぞれに1万円の均等割額がありますが、妻の分の均等割額、色で塗りつぶしている部分です。均等割額について1年分の均等割額を12月で割り、その月単価に減額期間の4か月を掛けることによって、減額する額を算出します。最終的に妻の分、1万円、減額前は1万円ですけれども、それが6,666円になります。点線から下の部分、ケース2、夫、妻ともに所得割がある場合です。妻の分の所得割額、均等割額が減額対象となります。先ほどと同様、所得割額、均等割額それぞれについて、1年分を12月で割り、その月単価に減額期間の4か月を掛けることによって、減額する額を算出します。最終的に妻の所得割額の分、6万3,360円が最終的に4万2,150円となり、均等割額も2万円から1万3,333円になります。

以上が、今回の産前産後の保険税の減額制度となります。それを踏まえまして、新旧対照表にて改正の説明をいたします。新旧対照表をお願いいたします。

新旧対照表1ページ、第21条に次の1項を加え第3項とします。第1号から次の2ページの第6号までを加える規定となっております。内容につきましては、先ほどの資料、表面の内容になります。

2ページをお願いします。2ページ、中段です。第23条の次に「第23条の2」を加えます。第23条の2につきましては、減額を行うに当たって1項の1号から5号までは、被保険者からの各種届出書の提出についての規定。2項の1号から3号までは届出書と併せての添付書類についての規定、3項ではその届出を予定日の翌月前からできる旨の規定。4項では、1項及び2項について、村長が確認できる場合は1項の規定による届出を省略できる旨の規定を定めています。

附則として、第1項、この条例は令和6年1月1日から施行するとします。第2項、この条例による改正後の伊江村国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとします。なお、村におきましてこの期間、年度内です、減額対象となる世帯は2世帯を把握しております。

以上で、議案第66号 伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。

質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第66号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第66号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第66号 伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第66号 伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第76号 伊江村手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第76号 伊江村手数料条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

提案理由といたしましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部を改正する政令等が令和5年12月6日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、本条例を提出するものでございます。

なお今回の改正は、令和6年3月1日から戸籍証明書の広域候補やオンライン処理による手続が始まることから、これらに係る事務手数料の設定に合わせ、所要の文言の整理を行っています。なお詳細につきましては、住民課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

それでは今回の改正について説明いたします。今回の条例改正の主な内容につきましては、先ほど副村長からも申し上げたところでありますが、今回の地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正の元となるのは、令和元年5月に戸籍法が改正され、その中で戸籍の広域交付に関する事務などは定められたことによるものであります。その施行日が令和6年3月1日となったため、それに合わせて各種政令の改正が行われ、本条例の改正の運びとなっております。それでは新旧対照表をもちまして御説明いたします。新旧対照表を

お願いいたします。

1 ページを御確認ください。別表の改正となります。右側改正前の表を御確認ください。改正前の1 項戸籍の謄抄本手数料450円と、第2 項戸籍の記録事項証明書手数料450円を統合し、左側改正後の第1 項となり、戸籍の謄抄本又は戸籍証明書の交付（広域交付による交付含む）手数料として、文言の整備を行います。

そしてこの空いた第2 項に新規項目を挿入します。改正後の第2 項左側です。第2 項、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（ただし、電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。）1 件につき400 円となります。戸籍電子証明書提供用識別符号というのは、インターネットなどのオンライン上で戸籍情報の提出が必要な行政手続があった場合、その確認に必要なパスワードのことを表しています。そのパスワードの発行手数料となります。ただし、窓口ではなく本人がマイナンバーカードを用いてインターネット上のマイナポータルというサイトを通して取得した場合は手数料がかからない。また、先ほどの改正後の上段、第1 項と同時に請求する場合は手数料がかからないという旨の記載となっております。

右側の改正前の表に戻ります。改正前の3 項、除籍の謄抄本手数料750円と、第4 項、除籍の記録事項証明書手数料750円を統合し、左側改正後の第3 項となり、除籍の謄抄本又は除籍証明書の交付（広域交付による交付含む）手数料として文言の整備を行います。

改正前の第5 項を、改正後の第4 項、改正前の第6 項を改正後の第5 項に繰り上げし、空いた第6 項に新規項目を挿入します。改正後の第6 項は、除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（ただし、電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合及び同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。）1 件につき700円となります。先ほどの改正後の上段第2 項と同じ内容の除籍電子証明書提供用識別符号に係る手数料の徴収についての規定と、ただし書きで徴収しない場合の規定の挿入であります。第7 項、第8 項につきましては、改正がありません。第9 項は、文言を追加します。第9 項は、証明書手数料の次に（電子化された届書等情報の内容の証明書の交付を含む。）を追加します。

次のページをお願いします。第10 項も受理証明書手数料の次に（電子化された届書等情報の内容の証明書の交付を含む。）を追加します。第11 項は、閲覧手数料の次に（電子化された届書等情報の内容を表示したものの閲覧を含む。）を追加します。

附則としてこの条例は、令和6 年3 月1 日から施行するとします。

それでは本日配付している議案第76 号 伊江村手数料条例の一部を改正する条例、資料2 の縦型の資料をお願いします。今回の手数料の改正は政令に基づいておりますが、政令改定になる戸籍法が令和元年5 月に改正されております。それを踏まえ全国一斉に令和2 年度から今年度にかけて、全市町村の戸籍システムの改修や運用テストを行い、令和6 年3 月1 日から広域交付などの運用が開始されます。今後、住基戸籍関係はデジタル化の進展がさらに進んでいく状況になります。

資料の中段、本条例の施行日令和6 年3 月1 日から、全国一斉にできるようになることとして、大きな変更点は、1 点目の本籍地以外での戸籍謄本などの戸籍証明書の取得が可能になることです。これまで本籍地が伊江村で、住所地在村外の場合、戸籍謄本などを取得する場合は、郵送による請求や、村内にいる直系親族などに依頼するか、委任状による取得でしたが、3 月1 日からは伊江村以外の市町村窓口でも戸籍謄本などが取得可能になります。

2 点目は、改正後の表、第2 項、第6 項に関する内容で、現在パスポートの新規の申請などがオンラインでできるようになっており、その際に必要な戸籍データをオンラインで提出することができるようになります。

3点目は、先ほどの新旧対照表の改正後の第9項から第11項の改正と関連します。役場窓口にて提出して受理された死亡届や婚姻届などの写しのことを戸籍の届書記載事項証明書といますが、一定期間経過後は、法務局に提出し保管されるため、必要な場合は法務局へ出向く必要がありました。今後は市町村での保管となるため、届出地での取得や閲覧が可能になります。また届書も画像としてデータ化され、全国の戸籍連携システムに登録されます。そのため必要な場合は、届出地や本籍地で取得や閲覧ができるようになります。その他、婚姻届などを提出する際、これまでは戸籍謄本若しくは戸籍抄本が必須でしたが、これが不要になります。今後、戸籍の情報の電子化により各種行政手続において添付不要の動きが加速されていることとなります。

これで議案第76号 伊江村手数料条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。

質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第76号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第76号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第76号 伊江村手数料条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第76号 伊江村手数料条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第67号 伊江村企業版ふるさと納税基金条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第67号 伊江村企業版ふるさと納税基金条例の制定について、提案理由を申し上げます。

提案理由といたしましては、地方再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定する、まちひとしごと創生寄附活用事業を行うため、地方自治法第241条の規定に基づき基金を設置するため、本条例を制定したいので条例案を提出するものでございます。

なお詳細につきましては、企画課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 島袋英樹君。

○ 企画課長 島 袋 英 樹 君

まず条文の御説明の前に、企業版ふるさと納税制度の概要について、御説明いたします。お配りしております資料を御覧ください。

同制度は、国が認定する地方公共団体の地域再生計画に記載された地方創生プロジェクトに対して、企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みで最大9割の優遇措置を受けられるものでございます。留意事項といたしましては、10万円以上の寄附が対象となり本社が所在する地方公共団体への寄附は対象となりません。当村が認定を受けている地域再生計画は伊江村まちひとしごと創生推進計画となって

おります。計画で掲げる当村ならではの村づくり事業に対する寄附であれば、同制度による優遇措置が受けられるものであり、産業振興から観光、人材育成、子育て支援を含めて幅広い分野で活用できます。また基金条例につきましては、内閣府と事前相談をすることが義務付けられておりますが、既に終えていることを申し添えさせていただきます。また基金の設置によるメリットといたしましては、企業版ふるさと納税は、原則として寄附を受けた当該年度のみ事業に寄附を充てることになっておりますが、本基金を設置することで翌年度以降の事業にも寄附を充てることが可能となることから、寄附金を柔軟かつ、最大限に活用することができます。

それでは伊江村企業版伊江村企業版ふるさと納税基金条例の制定について、条文に基づき御説明申し上げます。第1条では、地域再生法に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関し法人から寄附された寄附金を適正に管理し、当該事業の経費の財源に充てるため、伊江村企業版ふるさと納税基金を設置することを定めております。以下、第2条で積立。第3条で管理。第4条で運用益金の処理。第5条で繰替運用。第6条で処分。第7条ではこの条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要事項については、規則で定めるとします。なお附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。と定めたいと思います。

以上で、議案第67号 伊江村企業版ふるさと納税基金条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。

質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第67号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第67号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第67号 伊江村企業版ふるさと納税基金条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第67号 伊江村企業版ふるさと納税基金条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第68号 伊江村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第68号 伊江村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

提案理由といたしましては、令和6年度より供用開始予定の伊江村移住定住促進住宅の入居者募集を令和6年1月から行いたいことから、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、本条例を制定する必要があるため提案するものでございます。

なお、詳細につきましては、企画課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 島袋英樹君。

○ 企画課長 島 袋 英 樹 君

それでは、伊江村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、条文に基づき御説明申し上げます。第1条では、伊江村の地域づくりに貢献するU・Iターン者移住定住支援及び地域コミュニティの維持を図ることを目的として、地方自治法第244条の2第1項に基づき、伊江村移住定住促進住宅の設置及び管理について、必要な事項を定めると規定しております。

第2条では、名称及び位置として、住宅の名称と位置等を、別表表1のとおり定めております。8ページをお開きください。名称は、伊江村移住定住促進住宅、位置は、伊江村字東江前772番地、戸数は12戸、構造は鉄筋コンクリート造2階建てでございます。

戻りまして1ページお願いします。第3条では、この条例において使用する定住、移住定住促進住宅、U・Iターン者の用語の意義について、定めております。第4条では、管理運営は、村長が行うと定め。第5条では、入居者の募集方法及び内容について、定めております。第6条では、入居期間を定めておりますが、本施設は、本村への移住を円滑化する目的であることから、一定のサイクルで利用者の入れ替えを想定した活用が好ましいと考え、入居した日から原則5年以内と定めております。

2ページ目の第7条では、入居資格を定めております。村外から村内へ定住するため、住宅を必要としかつ5年以上、村内に定住する見込みのある方を対象としています。阿良区への加入や村の活性化等に寄与するなどの詳細な要件につきましては、第5号に準じて入居者募集要項で定めたいと思います。第8条では、入居者選考委員会で入居者を選考する旨の規定。第10条から4ページにかけての第14条までは、入居までの手続に関する規定を設けております。

第15条から5ページの第20条までは、家賃及び敷金に関する取扱について、規定しております。その中でも第15条の家賃につきましては、8ページをお開きください。別表第2にて定めております。家賃は1年目2万5,000円、2年目以降3万5,000円としております。理由としては、1年目は引っ越し費用等による経済的負担や収入面においても、当面の期間、減ることが想定されるため、村営川平団地の最低家賃額を参考に2万5,000円を採用してございます。2年目以降については、県内の4村で運用しております移住定住促進集合住宅の家賃の平均値に近い額を採用しております。

5ページに戻ります。第23条から6ページにかけての第25条までは駐車場の使用に関する規定、第26条から第27条については、迷惑行為や禁止行為について定め、第28条では明渡しに関する規定。

7ページ目の第29条では、退去前の検査について定めております。第30条では、村長が村職員のうちから住宅管理委員を2人以内任命し、第31条ではその住宅管理委員が管理上、必要があると認めるときは、立入検査が行える旨を定めております。

8ページをお願いいたします。第33条では、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるとし、附則として、第1項、この条例は、移住定住促進住宅が完成の日から施行する。ただし、次項の規定については、公布の日から施行すると定め、その内容については、準備行為として第2項、村長は、移住定住促進住宅に係る入居者の公募、その他当該入居の手続きに関し、必要な業務を行うことができると定めます。

以上で、議案第68号 伊江村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

2、3点お伺いしたいと思います。まず初めに6条の入居期間ですけれども、5年以内とされています。

この5年以内というのは原則となっていますけれども、5年では短くないかと。それと例えば、ここに来て何年かして住宅をつくりたいと。土地が探せないという場合もあるかもしれません。5年で探せない場合もあるかもしれません。そういう場合に、例えば2項で、村長が認める場合はその限りではない。その延長期間は2年とするとか。そういう感じの2項が設けられないかということ。

それから次のページの11条、連帯保証人、これ今は村営住宅についても、公営住宅はほとんどの市町村が、ほとんどかどうか分かりませんが、保証人はいないというふうな傾向にあるんだけれども、これ連帯保証人を掲げられておりますけれども、そこにUターンで来る場合は親戚が村内にいますので、保証人を得やすいんですけれども、Iターンで来る場合は、例えばここに親戚がいないと。知人がいないと、保証人を探しにくいという場合もあるかもしれません。そこは保証人はいないんじゃないかと私は。また保証人の制度で、今現に村の公営住宅でも何年も滞納していても、保証人に請求したことはないと思います。それは必要があるかという感じをいたしております。

それと6号で村長が認めた場合は、保証人の連署は必要としないということは、時効はあるみたいですが。それと禁止行為になるのか。2項で、移住定住促進住宅を住宅以外の用途に使用してはならないという文言がありますけれども、例えば伊江島にIターン、Uターンで来た人たちが、民泊事業を受入れをしたいという場合に、それができるのかどうか。それも文言に用途外に使用してはならないというのに該当するのかどうか。その辺をお伺いします。

それと家賃です。家賃の別表があります、1年目2万5,000円、2年目以降3万5,000円、この1年目の2万5,000円というのが、1年目というのは短くないかと。島に来てじきの人たちは二、三年は生活安定のために苦労しているはずだけれども、もう少し長くできないかという感じを私はしました。というのは、この補正予算の地方交付税がこの6号含めると25億円入っています。単純ですけれども、その人口4,300人で割っても、1人増えれば58万6,000円の交付税が入ることになるんだけれども、これ単純にです。だから、そういう意味からも1年では短いという感じがするんですけれども、どうでしょうか。お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 島袋英樹君。

○ 企画課長 島 袋 英 樹 君

まず1点目でございます。入居期間、条例第6条ですか、入居期間を原則5年以内とした考えですけれども、当課においてもいろいろ3年、5年、7年もしくは10年という形で、ある程度ほかの自治体の移住定住促進住宅集合住宅の運用とか、いろいろと勉強させていただきました。5年以内においては、移住定住促進住宅という性格というか、ねらいが平成30年度からこの移住定住業務を進めていく中におきまして、移住政策、移住に関する相談を受けた中で移りたくても移住したくても住む場所がないという課題もありました。それを解決する一つの方法として、集合住宅が必要ではないかということ踏まえまして、令和4年度から国の事業活性化事業を採択させていただきまして、整備をさせていただいたことは御存じのことと思います。

そういったことも含めまして、ある一定の期間でサイクルを持って、この循環していくには、この施設の集合住宅のアパートのうまく運用、この目的とした活用を考えた場合、やはり10年では長いだろうと。片や3年ではあまりにもちょっと移住してきた方に対しては、ちょっと短過ぎる。やはり5年、伊江村においてはこれまでの取り組んできた考え方からすると5年以内がいいのではないかとということで、一応は今回の条例で定めさせていただいておりますが、ただし議員おっしゃるとおり、例えば5年以内という形で移住、定住された方も、その部分においていろいろ村営住宅、民間住宅、そして一戸建て住宅というところも探していく中において、病気とか予期せぬいろんなこともあろうかと思っておりますので、そういった場合においては、やはり5年という部分で、すみませんが明渡しをお願いしますということではなく、その理由に応じた場合

の理由の中身によっては、伸ばしてもいいんじゃないかという部分が想定されることから原則というところを、この条文の中に入れさせていただいております。議員おっしゃるように、ただし書きの部分である程度2年以内の延長を、ただし書きで村長が認めるといふ部分についても検討はしたんですが、それをまたこの条例の中で形として条文化で明記させてくると、この移住された方が、勝手に7年とか、この延長した部分も住めるのではないかというところにおいて、私たちが本当のねらいである5年の中で、ほかの空いたところに移っていただいて、また違う行政区とのコミュニティもできますし、また移住を検討する方の次につながる展開が、それをやることによって勘違いされて、私たちの思いとの部分が勘違いされてこないという懸念もありまして、今回原則5年以内ということで記載し定めさせていただいている経緯でございます。

2点目の、連帯保証人につきましては、こちらでも内部で、副村長の説明で庁舎内会議、庁議におきましても、いろいろ説明した中において、おっしゃるとおり、今議題の特に公営住宅の部分におきましては、那覇市とか沖縄県、そういった大きな公営住宅を抱える自治体においては、この連帯保証人という部分を表現を変えるとか、廃止にするかという動きが出ているのは確かに、そのとおりでございます。実際、沖縄県、那覇市、石垣市、県を含めて10市町村で、そういう形での連帯保証人制度を廃止しまして、緊急連絡人制度を採用しているというところもございまして、うるま市のような連帯保証人をやりつつも民間、家賃保証会社の債務保証を担保として、どちらか提示して契約をするところもございまして。そういったところもある中、私たちがいろいろこの連帯保証人をどうするかというところも検討しました。今回あえて連帯保証人という形で1人求めるものについては、やはり債務、例えば家賃の未納、滞納等がございまして、その債務負担を保証するというところも条文の中に書かせていただいておりますが、それ以上に特にIターンの方、議員もおっしゃったIターンの方については、地元の方からは当然ながら連帯保証人になってくれる、成り手もないことの想定もあります。そしてIターンに関しては、やはり何かあったときの緊急的な連絡、何かアクシデントとか、そういったものにおける連絡先をどうしても私たちとしては求めるものでございまして、それだったら緊急連絡人というところに表現を変えればいいのかというところも考えたんですが、今のところ、そういったことも考えたんですが、ほかの類似する県内、町村の移住定住住宅の条例も参考にさせていただきまして、7市町村、一応この移住定住促進住宅、1戸建ても含めまして、集合住宅のみならず1戸建ても含めまして、7市町村全てこの連帯保証人というところを求めているというところも参考にさせていただきまして、今回の移住定住促進住宅も連帯保証人をお1人求めたいという考えで今回、条例の中で明記させていただいております。

3点目の禁止行為の1項第2号、その部分につきましては、基本的にこの禁止行為の中で住宅以外の用途に使用してはならないというところを、当然ながらあるんですけども、ただしという形で次の欄のほうに、村長の承認を得たときには、この住宅以外の施設の一部を住宅以外の用途に併用することができるということでございまして、あまりにも性質的にちょっと住宅以外の用途に、あまりにもかけ離れた部分での用途になってくると、これはちょっと承認いたしかねる部分も想定されるんですが、まずその部分について、まずこのただし書きに書いてあるとおり、要するに民泊とか、そういったほかにもあろうかと思いますが、まずはその用途の仕様の中身について、まずはお話を聞いてからやっていきたいというふうに考えております。

続きまして家賃です。家賃の1年目2万5,000円、2年目以降3万5,000円という部分なんですけれども、この家賃の設定についても、幾つかというか3パターンを考えておりました。まずは1点目は、村内の民間住宅、比較的間取りが近い2LDKで、村内の民間住宅の家賃、平均額4万2,000円、実は最近、比較的新しいアパートについても5万円を超えている物件もあるということも伺いながら、その辺のところのものを勘案し、平均値で4万2,000円、これが1案でございました。第2案といたしまして、県内の5村で運用しております集合住宅、移住定住集合住宅の平均家賃額の3万7,000円。こちらが第2案としておりました。第

3案がこちらのこの附則、別表第2で掲げている家賃でございます。やはり1年目、先ほどちょっと御説明申し上げたとおり、いろいろと出費とか、収入面においても不安定というところは容易に想定されるということもございまして、1年目というのみに限って家賃額は2万5,000円、2年目以降については3万5,000円という形で、設定をさせていただいておりますが、議員おっしゃる2年目以降についての考え方でございますが、例えばなぜ1年目のみに限定したかという考えなんですけれども、これ移住定住促進住宅の12戸という戸数の制限等もございまして、そこから募集をかけて溢れた。残念ながらこの集合住宅に当たらなかった方は、必然と民間住宅のほうに移ることになるかと思っておりますが、当然ながらこちらの家賃よりもある程度、物件によっては高いのかと。そういった部分において内部で検討をしております。新年度の制度からも決定、村長の指示も受けまして、村独自の移住支援の助成、支援制度も内部のほうで固めておりますが、勉強しております。そこにおいてそういった方に対して家賃の一定の金額の上限を設けながら、1か月当たりの家賃の支援も今、検討している段階でございます。そういった絡みもあって、2年目以降、3年目以降、例えば3年間2万5,000円という廉価な安い家賃設定をしてしまうと、そういった形でこの移住定住促進住宅から漏れてしまった方とのバランスですか。その辺の部分がちょっとうまくとれないのかというところの懸念もありまして、1年目のみという形で2万5,000円ということで設定をさせていただいております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

最後に確認、この連帯保証人というのは、村内在住じゃなければいけないのか。あるいはまた村外の人でもいいのか。その辺の確認をしておきたい思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 島袋英樹君。

○ 企画課長 島 袋 英 樹 君

すみません、説明不足でございました。Iターンの方に関しては、村外から来るところもございまして、先ほど私も説明しました緊急時における連絡としての必要性もございまして、Iターンに限り、募集要項で親族、親、兄弟、また親戚とか、そういう親族の方を連帯保証人として1人、契約書に連署していただいて、署名していただいて、提出をお願いしたい旨の記載を募集要項で掲げたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

あと1点、村外から役場の職員として採用される方々が最近多いわけですが、そういう人たちもUターンだと私は思うんですけれども、そういう人たちは対象になるのかどうか。その辺お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻10時55分)

再開します。

(再開時刻10時56分)

企画課長 島袋英樹君。

○ 企画課長 島 袋 英 樹 君

役場職員、公務員につきましては、この入居資格には該当しないということと。民間企業におきまして、転勤で伊江村に移り住む方についても、この施設の入居に関しては遠慮いただきたいと。できませんということでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。2番 知念邦夫議員。

○ 2番 知念邦夫議員

今、入居に関してなんですけれども、別表の家賃の件ですけれども、例えば畜産関係でこっちに入居してきて、それでもし自分でも費用を持てると言った場合に、子牛を購入し、種付け、それから出産、売買まで例えば3年かかるんです。そういった場合に今の1年で、2年目以降は3万5,000円というのは、生産というのは負担もあるものですから、これも緩和できないのかと思って、3年据置はできないんですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 島袋英樹君。

○ 企画課長 島袋英樹君

議員おっしゃる、いろんなパターンが確かに想定されることだと思います。そういった場合においては条例の第16条、家賃の減免又は徴収猶予というところを設けさせて捉えておりますが、ここは第1項、第1号、第2号、第3号、端的に申し上げますと、いろんな特別な事情、いろんな経済的な事業を営む上においてのいろんな部分の背景、そういったものもあって、必要があると村長が認める場合においては家賃の減免。もしくは徴収猶予というところも設けさせておりますので、ケース・バイ・ケースでこのいろんなパターンを踏まえて、まずはお話を聞いて相談を受けて対応してまいりたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。6番 並里晴男議員。

○ 6番 並里晴男議員

第5条の入居者の公募のところ、(1)村のホームページや公式SNSについてですが、公式SNSの具体的にどのような状況で公募をかけるのか、教えてください。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 島袋英樹君。

○ 企画課長 島袋英樹君

公式SNSという形で表記させておりますが、具体的に申し上げますと移住に関するインスタが今、発信しております。そして最近なんですけれども、よりニーズに今のSNS、いろんな媒体があるんですけれども、note(ノート)というものも活用させていただいて、この前2週間ほど前ですか、最初のものをアップさせていただいております。そういった形で若い皆さん、そして広く見れるような形で、いろんな形で、またそれ以外にもあれば検討してぜひこういった形の情報発信をしていきたいというふうに考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並里晴男議員

インスタとか、そういったところには集合住宅の写真とかも提示して公募というのはできるんですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 島袋英樹君。

○ 企画課長 島袋英樹君

もちろん移住、実は今ホームページから左にあります移住定住に関するサイトがございます。そちらとかもありますが、具体的な例を申し上げますと今、実は9月定例会で補正予算議決いただきました東京23区からの移住定住支援金ですか。県も9月議会でオーケーいただきまして、運用開始しております。そういった形で早速それを県と並行する形で、つい先だってアップしました。そういった形でこの移住に関する募集等

も含めて、新たな伊江島のこの移住政策業務における新しい情報については、随時、ホットな情報、早く周知するところを考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

先ほどから様々な御意見、御質問がございますけれども、基本的に御理解いただきたいのは、村の公営住宅、例えば保証人のお話もございました。また禁止行為等もございましたけれども、今入居されている公営住宅の方々と遜色がないといえますか。整合性を持ちながらやっていかないと。例えば、村営住宅に入っている方々が「私たちはこんなに厳しいのに、なぜ見ず知らずという失礼なんですが、村外、県外から来られる方はゆるいのか」というお話も出てくる可能性もあるということも踏まえたりしながら、5年間そういった円滑な移住定住を図りながら、大胆に募集もしたいんですが、細心にチェックといえますか。しっかりと地域に馴染む人なのか。そういった方々、お試しの方々もいらっしゃいますし、ぜひこの条例の中で今回の場合に限ってはまた入居者募集をするために早めに条例を制定しているところもでございます。今後、いろんな保証人とかの話でありますと、公営住宅の連帯保証人を改正する時代も近いのかなと思っておりますので、それと同時に同時並行で改正することも可能かと思っておりますので、その辺はちょっと慎重に考えていきたいというふうに思っています。また、民泊につきましても、同じように公営住宅と整合性も図りながら、集合住宅でございますので、やはり隣に迷惑がかかったりということは、やはり難しいのかなという部分が若干持っているところがございますので、いずれにしましてもバランス、そして公営住宅との整合性を図りながら、しっかりと進めていきたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第68号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第68号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第68号 伊江村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第68号 伊江村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩時刻11時04分)

再開します。

(再開時刻11時20分)

日程に入ります前に、村長より訂正の申し出でございますので、これを許します。

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

本日の議会の最初の諮問第1号で上程いたしました「玉城綾子氏」の年齢を私は「54歳」と申し上げましたが、「53歳」が正しいということの指摘がございましたので、お詫びして訂正をさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第6．議案第69号 伊江村移住定住促進住宅新築工事の請負契約の変更について、議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城政英君

議案第69号 伊江村移住定住促進住宅新築工事の請負契約の変更についての提案理由を申し上げます。

(イ) 変更前の請負金額が2億3,980万円、(ロ) 変更による増額契約額が404万2,500円、(ハ) 変更後の請負金額が2億4,384万2,500円。

契約の相手方が、沖縄市池原二丁目15番35号、有限会社 明城建設・株式会社エムエープランニング特定建設工事共同企業体。代表取締役 山城幸明と工事改定契約をしたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げ提案するものでございます。

なお、工事内容の詳細につきまして、担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 島袋英樹君。

○ 企画課長 島袋 英 樹 君

それでは私から御説明いたします。本住宅整備の基礎部分となる地盤工事の施工時において、地盤の配合強度試験を実施したところ、実施設計時に想定していた強度が得られず全体的に軟弱地盤であることが予測されたため、地盤改良の施工量を見直すことによる工事費の増でございます。

具体的に申し上げますと立方メートル当たり100キログラムのセメント量で強度が得られることを想定しておりましたが、実際は220キログラムのセメント量を投入しないと強度が得られない結果となり、当初より2.2倍のセメント量を要したことが、今回の増額での改定契約に至った主な要因でございます。

以上で説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い致します。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第69号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第69号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第69号 伊江村移住定住促進住宅新築工事の請負契約の変更について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第69号 伊江村移住定住促進住宅新築工事の請負契約の変更について、原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第70号 伊江島蒸留施設機能拡充事業整備工事（建築）の請負契約の変更について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城政英君

議案第70号 伊江島蒸留施設機能拡充事業整備工事（建築）の請負契約の変更についての提案理由を御説

明申し上げます。

本事業は令和4年度繰越明許費予算にて実施中の事業でございます。

(イ) 変更前の請負金額が1億7,380万円、(ロ) 変更による増額契約額が616万円、(ハ) 変更後の請負金額が1億7,996万円。

契約の相手方が、有限会社 蔵下組・株式会社 金城鉱山特定建設工事共同企業体。代表取締役 蔵下進と工事改定契約をしたいと考えております。

なお、工事内容の変更内容につきまして、商工観光課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金 城 幸 人 君

添付してあります資料をもとに御説明させていただきます。伊江島蒸留施設機能拡充事業につきましては、沖縄北部連携促進特別振興事業を活用し、令和4年度から事業を実施しております。

お手元の資料は施設の追加工事の平面図となっておりますので、御覧ください。まず建物の東側に赤線で色付けしている部分、伊江島蒸留施設の敷地境界のフェンスでございますが、こちら55メートルの追加、そして蒸留施設入り口の門扉の取替工事も追加工事となっております。また、緑色の部分で示しておりますが、工事内の土間の部分になりますが、これはフォークリフトや仕込みタンクなどの重量物に耐えられるように、コンクリートの厚みを50ミリから100ミリへと変更いたします。それに伴う蒸留所内の排水用側溝であるグレーチングも変更しております。ほかに建物の外壁、屋根の改修に係る足場、仮設鉄骨用の安全ネットなどの追加、また増築部分に当たる箇所、掘削した際の既存コンクリートの壁がございまして、その撤去が主な追加工事となっております。

以上、御審議のほど、よろしくお願いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第70号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第70号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第70号 伊江島蒸留施設機能拡充事業整備工事（建築）の請負契約の変更について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第70号 伊江島蒸留施設機能拡充事業整備工事（建築）の請負契約の変更について、原案のとおり可決されました。

休憩します。

（休憩時刻11時29分）

再開します。

（再開時刻13時30分）

日程第8 議案第71号 令和5年度伊江村一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

議案第71号 令和5年度伊江村一般会計補正予算（第6号）の提案理由を申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,129万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億3,591万2,000円と定めたいと思います。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によりたいと思います。

4ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費、6款1項農林水産業、農業費の農業集落排水事業（伊江地区）を繰越明許で7億6,396万5,000円を翌年度まで繰り越して、事業を執行してまいりたいと考えております。年度途中の大きな金額ですが、今回、農業集落排水事業の終末処理施設について、既得の予算でもって発注をいたしました。不落になりました。入札が落ちません。と申し上げますのは、現行の市場単価と公的単価の差があまりにも激しかったということ。建物全体の発注の仕方、既得の予算の範囲内でやったために、不落になりました。ということから、今回、国あるいは農林水産省含めて内閣府、そして沖縄総合事務局、そして農林水産部長を直接お会いしまして、今回2億2,680万円の追加予算を獲得することができました。そこでそれらを追加して、既得の予算と合わせて7億6,396万5,000円で工事を発注してまいりたいというふうに考えております。

なお、詳細にわたりましては、歳出予算の中でまた農林水産課長から説明をさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

なお、詳細にあたりまして、全ての予算について、事項別明細書をもって各担当課長から説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

それでは事項別明細書、歳入1ページをお願いいたします。1款1項1目個人138万1,000円の減額です。1節現年課税分は、今年度の調定実績による減額です。当初予算計上時において、各種給付金の終了や物価高騰による影響を想定し計上しておりましたが、コロナ明けに向けた事業再開の経費等の増加がみられ所得額が減少する傾向があったと想定しております。

次の2ページをお願いします。1款2項1目固定資産税376万4,000円の増額です。1節現年課税分は、償却資産において、新規設備投資に係る償却資産の申告が多くなったための増額計上です。

次の3ページ、1款3項3目種別割10万5,000円の増額は、今年度の軽自動車保有台数実績による増額です。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 島袋英樹君。

○ 企画課長 島 袋 英 樹 君

歳入4ページ、10款1項1目国有提供施設等所在市町村交付金、1節、細節1. 助成交付金44万9,000円の減、細節2. 調整交付金33万円の増につきましては、ともに国からの交付決定に基づく計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

歳入5ページ、11款3項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金36万9,000円の増額は、県からの確定通知によるものです。中小事業者がコロナウイルスの影響を受けながらも新規設備投資を実施した場合や、中小企業等経営強化法に基づく先端設備導入計画により、新規設備投資をした場合における固定資産税の負担軽減措置であります。この制度によって減収された金額は、全額国費で補填することとなっております。当初、2社3件の実績により計上しておりましたが、追加で3件の新規申告の実績によるものです。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

歳入6ページ、12款1項1目地方交付税2,904万8,000円の計上は、1節細節1. 普通交付税で、国の補正予算における歳出の追加に伴う地方負担の必要となる経費の一部を措置するため、令和5年度に限り、基準財政需要額の費目に臨時経済対策費の創設によるものと、臨時財政対策債の元利償還金の一部を償還するため、基金積立に要する必要経費として交付税の再算定による増額分を計上してございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 島袋裕次君。

○ 福祉課長 島 袋 裕 次 君

歳入7ページ、16款1項1目民生費国庫負担金69万8,000円の増額計上です。2節、細節104. 特例給付は、児童手当6人分を見込み4万8,000円の計上でございます。6節、細節102. 補装具給付費国庫負担金36万円は、電動車椅子等の補装具給付に伴う計上、細節106. 地域生活支援給付費国庫負担金11万8,000円は、障害福祉サービス等の報酬改定に伴うシステム改修費の計上でございます。9節、細節107. 地域障害児支援体制強化事業費国庫負担金は、国の内示に基づく17万2,000円の計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

3目保険基盤安定負担金1万8,000円の減額です。1節保険基盤安定負担金2万円の増額は、国保分の負担金で国からの交付決定によるものです。2節未就学児均等割保険料負担金3万8,000円の減額は、昨年度から実施している国保加入世帯の未就学児に係る被保険者均等割額の減額制度で、国2分の1の財政措置分であります。46世帯72人の実数によるものです。5目産前産後保険料負担金1万2,000円の増額は、議案第66号で可決いただきました産前産後期間の保険料減額制度に係る国2分の1の財政措置分であります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 島袋裕次君。

○ 福祉課長 島 袋 裕 次 君

歳入8ページ、2項1目民生費国庫補助金は、青空小規模保育園の運営費として91万5,000円の計上でございます。当初予算を10人分で計上しておりましたが、2人増のため、国の試算に基づく計上となっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 島袋英樹君。

○ 企画課長 島 袋 英 樹 君

6目特定防衛施設対策交付金496万8,000円の計上については、国からの追加交付額の確定に伴う計上でございます。7目総務費国庫補助金8,369万円の増額計上でございます。1節、細節203. 重点支援地方交付金

7,611万6,000円の計上は、総合経済対策に基づく低所得世帯への7万円追加給付に伴う国からの交付金でございます。詳細については、歳出3款民生費で御説明いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

同じく1節、細節102. 757万4,000円の増額は、戸籍システム改修に係る補助金で、令和5年6月に戸籍法が改正され、令和8年度からの運用をめぐりに戸籍に振り仮名表記をするための改修とマイナンバーカードに氏名の振り仮名とローマ字表記ができるようにするためのシステム改修の補助金であります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 島袋裕次君。

○ 福祉課長 島 袋 裕 次 君

歳入9ページ、17款1項1目民生費県負担金は、国庫負担金で御説明しました県負担金の27万8,000円の計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

4目保険基盤安定負担金279万8,000円の増額です。1節、細節101. 保険基盤安定県負担金186万7,000円の増額は、国保分の県からの財政措置分の実績によるものです。細節102. 後期高齢者会計の95万円の増額は、国保と同様の制度が後期高齢者医療会計にもあり、保険料軽減分の4分の3について、県からの財政措置があります。実績による増額です。2節、未就学児均等割保険料負担金1万9,000円の減額は、先ほどの国の財政措置と連動した県の財政措置分です。実績による減額です。6目産前産後保険料負担金6,000円の増額も国の財政措置と連動し、産前産後期間の保険料減額に係る県4分の1の財政支援分です。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 島袋裕次君。

○ 福祉課長 島 袋 裕 次 君

歳入10ページ、2項2目民生費県補助金は、国庫補助金で御説明をしました県補助金の31万4,000円の計上となっております。詳しくは歳出にて説明いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

4目農林水産業費県補助金2億2,234万1,000円の計上は、1節農林水産業費補助金、細節179. 農業集落排水事業（伊江地区）、2億2,680万円は、国の補正及び県の予算流用による増額内示がありましたので計上してございます。詳細は歳出で説明いたします。細節183. 農業基盤整備促進事業（東江上第4地区）493万8,000円の減額は、事業の実績に伴う減額補正でございます。細節191. 水利施設管理強化事業47万9,000円は、県からの追加内示がございましたので計上してございます。詳細は、歳出で説明いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

6目土木費県補助金400万円の減額は、1節土木費補助金、細節105. 沖縄振興公共投資交付金につきましては、歳出、土木費、道路新設改良費の委託料の減額による県補助金の減額補正でございます。詳しい説明

は、歳出で行います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 島袋英樹君。

○ 企画課長 島 袋 英 樹 君

歳入11ページ、19款1項3目3節については、企業版ふるさと納税寄附金分として1,000円を計上してございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

歳入12ページ、20款2項1目財政調整基金繰入金259万6,000円の減額につきましては、本補正予算の財源調整のため、減額する措置を講じてございます。

歳入13ページ、22款3項6目雑入26万3,000円の減額は、2節、細節208. サマージャンボ配分金27万4,000円の減額は、配分金の交付決定に基づく減額計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 万寿祥久君。

○ 医療保健課長 万 寿 祥 久 君

同じく13ページ、細節401. 1万1,000円の計上は、村外に住所を有する方が伊江村で新型コロナワクチンを接種した際の、所在市町村から本村に交付される接種料の計上で、実績見込みによる計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

次に歳出の説明に入る前に、各款の共通する事項といたしまして、1節報酬、2節給料、3節職員手当、4節共済費、18節の細節にあります市町村総合事務組合負担金等の人件費につきましては、去る11月の臨時会で議決いただきました職員及び会計年度任用職員の給与改定に伴う増額補正でございます。また各款の事務事業の完了、実績見込みによります減額補正につきましては、特に説明が必要な事項を除き説明を省略させていただきますので、御了承願います。

それでは歳出の説明に入ります。歳出1ページをお願いいたします。1款1項1目議会費20万4,000円の計上は、細節14. 児童手当4万5,000円は受給対象者の増加によるものでございます。18節、細節102. 北部議長会負担金1,000円は、不足がございましたので計上してございます。

歳出2ページ、2款1項1目一般管理費293万3,000円の計上は、3節細節1. 自動車航送料等12万円は、本部港に駐車してあります共有の公用車6台へ今年7月にETCを設置してございます。これまでは高速道路を使用した職員が立替払いを行い、各課おのおので精算を行っていましたが、利用したETCの支払いは一括して支払わなければならないことから、総務課で一括管理し支払いしたく年度末まで不足が見込まれますので、計上してございます。17節、細節101. 伊江村長肖像画購入費20万円につきましては、前島袋秀幸村長の肖像画の購入費用を計上してございます。4目財産管理費939万6,000円の計上は、10節、細節2. 燃料費11万9,000円、光熱水費73万円の増額は物価等の高騰により年度末まで不足が見込まれますので計上してございます。24節、細節102. 減債基金積立金865万7,000円は、歳入で御説明したとおり、交付税の再算定により減債基金へ積立てる措置を講じてございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 島袋英樹君。

○ 企画課長 島 袋 英 樹 君

5目企画費894万4,000円の増額での計上でございます。12節委託料、細節130. については、令和7年度までに法定義務として住基や税、福祉等の行政情報システムを全国一律の標準仕様としたシステムへ完全移行するための準備作業の委託料として計上してございます。システム改修に係る費用については、国から財源措置されます。2款3項で計上している戸籍分も合わせまして、年度内に国へ実績報告した後、年明け3月定例会において財源の補正を行いたいと考えております。補助率は10分の10でございます。12節及び14節の細節679. 移住定住促進住宅整備事業については、地盤改良費の増に伴い委託料から工事請負費への予算組替えとなっております。

歳出3ページをお願いします。18節35万4,000円の計上は、沖縄県情報セキュリティクラウド機器更新に伴う市町村負担金の増額による計上。24節積立金は、企業版ふるさと納税分として1,000円計上してございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

7目レク広場関連費、補正額ゼロでございます。12節委託料30万円の増額は、細節101. 村民レク広場関連費のゴルフ場内の2番ホール、東側フェンス沿いに樹高1.5メートルから2メートルのフクギ10本を植樹する費用であります。13節使用料及び賃借料より組替えをしております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

歳出4ページ、2款2項1目税務総務費58万9,000円の増額は、給与改定による増額です。

次の5ページ、2款3項1目戸籍住民基本台帳費959万1,000円の増額です。12節委託料の細節101. は、戸籍の振り仮名表記に係るシステム改修費で、今年度から令和6年度にかけてシステム改修、令和7年度に伊江村に戸籍のある方全員に、振り仮名に関する確認通知と登録作業を行い、令和8年度からの運用となります。併せてマイナンバーカードへの氏名の振り仮名とローマ字表記ができるようにするためのシステム改修で、同じく令和8年度に向けて年次的に改修し整備します。細節102. 戸籍情報システム標準化事業は、戸籍の振り仮名表記の8年度運用と並行して、国が示している全国共通の戸籍システムへ移行するための既存データの適合作業委託料です。こちらも年次的にシステム改修を行い、令和8年度の運用を図ります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 島袋裕次君。

○ 福祉課長 島 袋 裕 次 君

歳出6ページ、3款1項1目社会福祉総務費は7,705万7,000円の増額計上でございます。10節から18節の細節298. 価格高騰緊急支援交付金強化事業につきましては、非課税世帯へ1世帯当たり7万円給付に関する予算計上でございます。18節負担金補助金及び交付金7,399万円は、1,057世帯分を想定しての計上でございます。給付対象となる世帯は、令和5年12月1日に住民登録のある令和5年度住民税非課税世帯となっております。世帯全員が非課税である世帯が対象となります。なお、新聞紙面では12月給付開始との報道もございましたが、国からの方針も確定しておりません。本予算計上は国の方針確定後、速やかに事務手続き及び給付を開始するための計上でございますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。1月中、または2月上旬に給付ができるよう要綱の整備、システム改修、事務手続きを進めていきたいと考えております。続きまして12節、細節123. 福祉システム改修委託料は、障害福祉サービス等の報酬改定に伴うシステム改修費、

18節、細節625. 伊江村タクシー利用料金助成事業は、8月に改定しましたタクシー料金初乗り470円から500円への値上げ分と、利用者増による60万円の計上。19節扶助費は、精神及び重度身障者激励金に不足が生じておりますので、5万円の計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

2目国民年金事務費28万5,000円の増額は、給与改定による増額と超勤手当の実績見込みによる増額です。4目国民健康保険会計繰出金は496万4,000円の増額です。27節繰出金の細節101. 244万6,000円の増額は、財政安定化支援事業繰入金の増額や国保会計への財源調整に伴う増額です。細節102. の251万8,000円の増額は、歳入の国・県負担金の歳入増額に伴う増額です。

次の7ページ、3款1項6目介護保険費40万2,000円の増額です。10節需用費17万円の増額は、住民課所有の車両においてフロントガラスの取替が必要になったための修繕費用です。12節委託料の10万円の減額は介護人材確保対策事業の研修委託費の契約実績による減です。今年度は、入門的研修と初任者研修を実施し、入門的研修は17人、初任者研修は5人の実績でございました。13節使用料及び賃借料の1万円の増額は、出張時の車両航送料及び高速代に不足が生じる見込みのための増額です。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 島袋裕次君。

○ 福祉課長 島 袋 裕 次 君

8目身体障害者福祉費は45万4,000円の増額計上でございます。12節委託料は、事業名と管轄する省庁の変更があり、8目から次の8ページの児童福祉総務費の12節へ34万6,000円の予算組替えでございます。19節扶助費は、電動車椅子等の申請と今後の申請に備え80万円の計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 万寿祥久君。

○ 医療保健課長 万 寿 祥 久 君

歳出8ページ、3款2項1目児童福祉総務費166万8,000円の減額でございます。19節扶助費、細節102. こども医療費助成金63万8,000円は、助成金の今年度実績から推計し予算に不足が見込まれるための、増額計上するものでございます。11節役務費4万円につきましては、助成金の増加に伴う国保連合会への手数料の増額計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 島袋裕次君。

○ 福祉課長 島 袋 裕 次 君

2目児童措置費、19節特例給付6人分、8万円の計上でございます。3目保育所費、18節負担金補助金及び交付金は、園児2人増及び公務員の給与改定に伴う保育士等の処遇改善としましてあおぞら小規模保育園への292万円の予算計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

歳出9ページ、3款3項3目後期高齢者医療費129万2,000円の増額です。27節繰出金、細節102. の126万6,000円の増額は、歳入の県負担金の増額に伴い村負担分と合わせて繰出金を増額しております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 万寿祥久君。

○ 医療保健課長 万 寿 祥 久 君

歳出10ページ、4款1項1目保健衛生総務費1,267万7,000円の減額は、2節給料、3節職員手当等につきましては、給与改定及び人事異動に伴う減額でございます。13節、細節4. の8,000円につきましては、コピーリース料に不足が見込まれるための計上でございます。17節細節101. は、調整交付金事業により、人工透析機一式を更新する備品購入事業の事業実績による減額でございます。なお、11月30日に機器の入替え、検査を終え、新たな機器による安全な透析治療が現在行われております。2目予防費、8節3万4,000円は、細節605. 11月に実施をしました新型コロナワクチンの集団接種におきまして、北部地区医師会からの医療スタッフ派遣人員の増加に伴う医療費の増額計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

4目環境衛生費42万9,000円の増額は、8節旅費2万7,000円の増額は、今後の出張旅費に不足が生じることが予想されるための増額でございます。10節需用費、細節2. は、聖苑火葬炉2か所の台車耐火材が経年劣化により打換えをする必要がありまして、その打換えに伴い乾燥させるために3回6時間、合計18時間の耐火材に焼きを入れるなどで、燃料を多く使用したため、今後燃料費に不足が生じることで15万円の増額でございます。11節役務費、26節公課費は軽トラック車検時の保険料及び重量税の当初予算計上漏れでございました。12節委託料は、聖苑洗浄委託料として、当初予算計上時の見積りと今年度に入り見積りを再徴収したところ、物価高騰などにより1万円の増額となりました。

歳出12ページ、2項1目清掃費8万4,000円の増額は、11節役務費、26節公課費は2トン車の車検時の保険料及び重量税で堆肥センターが令和4年度事業により2トン車を購入し、既存の2トン車をE&Cセンターが9月に引き取り使用しています。その車検時の諸費用が当初予算では計上されていませんでしたので、増額補正となっております。2目E&Cセンター運営費63万円の増額は、給与改定による増額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農業委員会事務局長 知念浩司君。

○ 農業委員会事務局長 知 念 浩 司 君

歳出13ページ、6款1項1目農業委員会費155万1,000円の減額でございます。11節役務費、細節1通信運搬費3万円の計上は、切手購入代金と農地の現地確認のためのタブレット2機の通信費において、不足が見込まれることから、補正計上をするものでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

3目農業振興費560万円の減額計上は、10節需用費、細節685. 農林水産物流通条件環境改善対策事業60万円の減額は、同事業の12節委託料に不足が見込まれるため組替えて計上するものでございます。17節備品購入費、細節678. 地域おこし協力隊支援事業636万9,000円の減額は、備品購入費の入札実績に対する減額の補正でございます。18節負担金補助金及び交付金、細節114. 重要野菜価格安定対策事業34万1,000円の減額は、県園芸農業振興基金協会への負担金の実績に伴う減額でございます。細節126. 担い手育成総合支援協議会補助金100万円の計上は、事業主体である伊江村担い手育成総合支援協議会への補助金として計上してございます。今年度途中で新たに化学肥料低減定着対策事業が創設されました。化学肥料2割の低減に向けた取組の定着を図るための事業です。県から直接担い手協議会へ500万円が補助されますが、追加として

村から担い手協議会へ100万円の補助金の計上でございます。本協議会においては、堆肥の購入費及び散布料に対する支援を行う予定でございます。6目畜産共進会費40万3,000円の減額は、7節報償費から、14ページの18節まで、共進会経費に関わる実績に伴う減額でございます。7目農地費2億4,720万7,000円の計上は、12節委託料から16節、公有財産購入費までは、主に事業実績に伴う増減ですが、細節657. 農業集落排水事業（伊江地区）につきましては、先ほど別表2の繰越明許費で設定した予算となりますが、去る7月に実施しました農業集落排水施設整備工事（建築）の入札が不調となりました。入札不調の原因を調査したところ躯体工事に係る子牛の設定単価が原因であると判明しました。再度の入札には単価の見直しをし、予算の増額が必要であることから、国が予算を増額補正し、また県内他の市町村と予算流用の調整をした結果、歳入予算で予算を補正し、工事請負費及び委託料の増額を行うものでございます。今回予算を議決いただきましたら、前回は建築のみの入札をいたしました。建築に電気設備及び機械設備の一部も併せて入札を行いたいと考えております。18節負担金補助金及び交付金、細節660. 水利施設管理強化事業47万9,000円の計上は、村から伊江土地改良区へ土地改良施設管理に要する費用の補助金であります。電気料高騰に伴う追加配分がございましたので、計上してございます。8目溜池建設費150万円の計上は、10節細節6. 修繕料150万円は、伊江西部地区の管路の漏水が相次ぎ、修繕費に不足が見込まれるため計上してございます。

歳出16ページ、2項林業費、2目林業振興費51万3,000円の計上は、10節需用費、細節6. 修繕料50万円の計上は、シャージンにある苗畑の屋根の修繕、及び農林課が所有する2トン車トラクターの修繕費として計上してございます。26節公課費、細節1. 車両重量税1万3,000円の計上は、所有する4トンかん水車が購入から13年経過し、重量税が増額することから不足が見込まれるため計上してあります。よろしくお願ひします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金 城 幸 人 君

歳出17ページ、7款1項2目商工振興費108万円の減額です。10節需用費、細節5. 光熱水費は、今年4月から電気料金の値上がりが見込まれ、昨年度より多めに予算を計上しておりましたが、県や国の補助により電気料金が軽減されたため、実績見込みにより120万円を減額してございます。細節6. 修繕料はゆり祭り会場内において、世界のゆりが展示されております。平張りの施設が台風6号の影響で屋根が吹き飛び、新たに遮光ネットや暴風対策として修繕したく85万円を計上してございます。12節委託料84万9,000円の減額は、事業の完了に伴い細節665. 細節666. の2事業を減額してございます。3目はにくすに関連費165万円の減額です。10節需用費、細節1. 消耗品費は年度末までに不足が見込まれるため15万円を計上。細節5. 項光熱水費は実績見込みにより300万円の減額。細節6. 修繕料は、伊江島観光協会のシャッターの修繕や、伊江港旧ターミナル2階のレストランの消防設備等による修繕のため120万円を増額計上してございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

歳出18ページ、8款1項1目土木総務費106万円の増額は、10節需用費、細節1. は今後の消耗品費等に不足が生じますので、30万円の増額でございます。2目特別事業対策費1,011万1,000円の減額は、14節、17節ともに入札執行残による減額補正でございます。

歳出19ページ、2項1目道路維持費200万円の増額は、去る8月の台風6号被害による村道等の補修費が重なり、今後不足が生じることが予想され増額補正となっております。2目道路新設改良費492万円の減額は、1点目は12節委託料、細節102. 西江上集落道8号・26号道路整備事業の実施設計書の数量が過大に計

上されていたことが、受注者との契約後に確認されたことによる420万円の減額となっております。今後、こういうことが起こらないよう精査してまいりたいと思います。2点目は、土地分筆業務の筆数が29筆から23筆、6筆減になったことによる127万円の減額、合計547万円の減額でございます。16節公有財産購入費55万円の増額は、西江上集落道整備事業に係る土地購入費でございます。

歳出20ページ、3項1目住宅管理費20万円の増額は、10節需用費、細節1. が今後の消耗品費に不足が生じますので、20万円の増額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

歳出21ページ、8款4項1目空港管理費37万4,000円の減額は、空港管理事務権限移譲交付金において、空港管理車両のリース料を当初予算要求してございましたが、今年度は要求がございませんでしたので減額してございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

歳出22ページ、6項1目港湾建設費は、財源組替えとなっております。伊江港荷捌き整備工事で、一括交付金事業でございまして、補正額の財源内訳で一般財源より国県支出金へ組替措置となっております。

歳出23ページ、7項1目河川総務費は財源組替えとなっており、海岸漂着物等回収処理委託事業でございまして、補正額の財源内訳でその他、先ほど歳入の雑入の説明でサマージャンボ配分金の減額により一般財源へ組替措置となっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

歳出24ページ、9款1項1目非常備消防費26万円の計上は、12節、細節101. 救急患者搬送委託料30万円は、搬送件数の増加により年度末までに不足が見込まれますので、計上してございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

歳出25ページ、10款1項2目事務局費269万4,000円の増額は給与改定に伴う増額補正です。

歳出26ページ、2項1目学校管理費346万1,000円の減額です。1節報酬、細節451. 及び452. 、3節職員手当等、細節451. 及び452. の小学校学習支援員配置事業の減額は、当初予算計上時、各小学校パートタイム2人、フルタイム2人の4人の学習支援員を予定しておりましたが、人材不足により人員を確保できず、各小学校パートタイムがそれぞれ1人となりましたので1人分を減額しております。3目学校建設費は、調整交付金を活用しての西小学校外構改修工事費ですが、11月末に起債で3,000万円の借入許可が下りたことから、事業費を整備しまして国庫支出金と一般財源の財源組替えの措置をしております。これで事業費8,900万円、内訳としまして交付金4,977万2,000円、起債3,000万円、一般財源922万8,000円となります。

歳出27ページ、3項1目学校管理費197万円の減額です。2節給料、細節201. 及び3節職員手当等、細節201. の伊江中学習支援員配置事業の減額は、小学校同様人材不足により4人の学習支援員を確保できなかったことから1人減の3人の配置となりました。よって1人分を減額いたします。3節、細節23. 会計年度任用職員超勤手当52万7,000円の計上は、部活動指導員に対する手当であります。当初予算計上時は3人

分を計画しておりましたが、年度がスタートしまして図書館事務職員1人、学習支援員3人の計4人に部活動指導員を任命しておりますので、1人分の追加計上です。2目教育振興費150万円の増額は18節、細節101. 伊江中大会派遣費助成事業の増額計上です。子供たちの活躍は毎年目覚ましい活躍をしておりますが、今年度も県大会で優勝や入賞をしております、相撲で九州及び全国、ジュニア陸上で全国、ロボコンで九州大会に出場が確定しております、不足見込み額を計上しております。

歳出28ページ、4項1目幼稚園費217万9,000円の増額は、給与改定に伴う増額補正です。

歳出29ページ、5項1目社会教育総務費95万3,000円の減額です。1節報酬、細節103. 及び3節職員手当等、細節21. の会計年度任用職員の報酬及び期末手当の減額につきましては年度当初、会計年度任用職員1人の雇用予定でしたが、見つからず9月からの雇用となりましたので、実績見込みにより減額しております。2目公民館費41万6,000円、3目文化財保護費14万7,000円の増額は、給与改定に伴う増額です。

歳出30ページ、6項1目保健体育総務費64万7,000円の減額です。18節、細節102. の3万3,000円の計上は、スポーツ少年団が練習試合で交流するときの船賃助成の補助費に不足が見込まれるため、増額計上しております。細節109. の58万円の減額は、今年度高島市からの参加希望者がおらず、交流中止となったことから皆減しております。細節110. の10万円の減額は、5月のチャレンジデーを10月のスポーツの日に変更し、スポーツ施設を開放してイベントを実施したことから、予算を減額しております。2目体育施設費55万4,000円の増額は、10節、細節1. 消耗品費10万円の増額は、今年度は例年になく猛暑だったことから、水分補給用の飲料水の利用者が多く、予算不足が見込まれますので、見込み額を計上しております。11節、細節654. 10万円の減額は野球場サブグラウンドのブルペンの確認申請手数料として当初予算にて計上しておりましたが、前年度で支払いが済んでいることが判明しましたので、減額措置をしております。18節、細節102. 40万7,000円の減額は、B&G財団の研修へ職員1人を参加させる予定でしたが、人事異動に伴い後任がその対象となりますが、後任は1年目ということで、業務を熟知したいとの申し出から研修を見送ることとなりましたので、減額補正しております。4目多目的屋内運動場管理費10節、細節1. 消耗品費35万7,000円の増額は、昨年人工芝用のラインテープを6コート分購入しましたが、今年度は残り2コート分の購入と、バッティングマシンのアームが劣化しておりますので、6セット分の購入費を計上しております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

歳出32ページお願いいたします。12款1項1目元金9万7,000円の計上は、22節、細節101. 償還金で借入れしております臨時財政対策債の利率変更に伴う計上と、2目利子55万8,000円の計上は、22節、細節101. 利子及び割引料で繰越事業の地方債の本借入れに伴う利子分を増額し計上してございます。

歳出33ページ、13款2項2目水道会計補助金460万円は、水道事業におきまして特定防衛施設周辺整備調整交付金事業を活用し、城浄水場排水施設の基本設計業務を実施したく、水道会計へ繰り出す措置を講じてございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 島袋裕次君。

○ 福祉課長 島 袋 裕 次 君

歳出34ページ、3項1目過年度支出金は、令和4年度児童手当交付金額が確定しましたので、68万5,000円の計上でございます。

以上、議案第71号 令和5年度伊江村一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。進行します。

日程第9 議案第72号 令和5年度伊江村診療所特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城政英君

議案第72号 令和5年度伊江村診療所特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億1,634万9,000円と定めたいと思います。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

なお詳細にわたりまして医療保健課長から説明をさせたいと思います。

○ 議長 渡久地政雄君

医療保健課長 万寿祥久君。

○ 医療保健課長 万寿祥久君

それでは診療所特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。この補正は、歳出のみの補正となっております。また説明につきましては、一般会計と同様、給与改定等に伴う人件費の説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

事項別明細書、歳出1ページをお願いいたします。1款1項1目診療所事務費275万7,000円の増額でございます。2節給料の細節103. 会計年度任用職員の給料127万4,000円は、新たに介護士を1月から3月まで雇用するための61万5,000円の増額と、現行職員5人の給与改定分の増額計上でございます。3節職員手当等、細節9. 宿日直手当6万6,000円は、診療所の夜間宿直業務の委託者が1人減員となり、当面の間、医療保健課の職員が1月、3日程度夜間宿直を行う改正をとるための手当の計上でございます。4節共済費29万6,000円は、細節4. と細節6. で負担金の確定に伴う不足分を計上するものでございます。10節需用費、細節1. 消耗品費20万円は、窓口業務の消耗品費に不足が見込まれるための計上でございます。13節使用料及び賃借料、細節1. 家賃借上料25万円は常勤医師2人と、3か月の後期研修医の家賃の予算に積算の誤りがあり、不足分を計上するものでございます。細節8. 借上料9万5,000円は、初期研修医が使用するため、診療所で自転車を保有着しておりましたが、経年劣化により使用不能となり10月と11月の2か月間、3人の研修医に3台のレンタル自転車を貸与し、応急的に対応いたしました。その分の補正計上でございます。17節備品購入費、細節1. 事務用備品費38万7,000円の計上は、先ほどの借上料に関連し、初期研修医が使用する自転車として3台の電動アシスト付き自転車の購入費を計上させていただいております。電動アシスト付きの自転車を購入する理由としましては、毎月約3人の初期研修医が1か月間研修を行っております。期間中の買い物や食事、休日の村内観光など、島の自然に触れ、地域の理解を深めることも大事であり、その移動の負担軽減を考慮しての購入でございます。2目、透析センター事務費55万7,000円は、2節から2ページ、18節まで給与改定による補正計上でございます。

3ページ、3款1項1目予備費331万4,000円の減額は、本補正予算の財源調整として計上するものでございます。

以上で、議案第72号 令和5年度伊江村診療所特別会計補正予算（第3号）の提案理由の説明を終わります。

○ 議長 渡久地政雄君

これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

(休憩時刻14時27分)

再開します。

(再開時刻14時40分)

日程第10 議案第73号 令和5年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城政英君

議案第73号 令和5年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の提案理由を申し上げます。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ415万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,121万1,000円と定めたいと思います。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

詳細にわたりまして、担当課長から説明させますのでよろしくお願ひいたします。

○ 議長 渡久地政雄君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平敷兼清君

事項別明細書、歳入1ページをお願いします。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税1,520万2,000円の減額です。1節から3節までの現年課税分の減額につきましては、村県民税の減額と同様に各種給付金の終了や物価高騰による影響を想定して計上しておりましたが、コロナ明けに向けた事業再開の経費などの増加がみられ、想定以上に所得が減少したことが原因と考えられます。

次の2ページをお願いします。6款1項1目保険給付費等交付金609万円の増額です。1節普通交付金800万円の増額は、高額療養費の年度末までの見込みによるものです。2節特別交付金191万円の減額です。細節101. は、県算定による確定通知によるものです。細節104. も特定健康診査費用などに係る県の財源措置で確定通知によるものです。

次の3ページ、8款1項1目一般会計繰入金496万1,000円の増額です。1節保険基盤安定繰入金の細節101. 247万5,000円の増額と細節102. の4万1,000円の増額は、一般会計歳入の国県負担金の増額補正と連動しての増額です。2節未就学児均等割保険料繰入金7万6,000円の減額は、実績に基づいての減額です。46世帯72人の実績によるものです。3節職員給与費等繰入金73万4,000円の減額は、国保会計で支出していた職員を職務の異動のため一般会計へ移行した分の減額でございます。5節財政安定化支援事業繰入金138万6,000円の増額は、県の算定結果に基づいた増額です。6節その他一般会計繰入金184万5,000円の増額は、本補正予算の財源調整による増額です。8節産前産後保険料繰入金2万4,000円の増額は、産前産後における保険料の減額分について、一般会計から繰入を行うものであります。

次の歳出1ページ、1款1項1目一般管理費73万4,000円の減額です。2節給料の減額、3節、細節2. の19万円、細節16. の職員勤勉手当の13万2,000円の減額は、一般会計へ移行した職員分の減額、その他職員手当等、4節共済費につきましては、年度末見込みによる増額です。

次の歳出2ページ、2款2項1目一般被保険者高額療養費800万円の増額です。3月までの給付見込みによる増額です。

次の3ページ、3款1項1目一般被保険者医療給付費分は、補正額はありませんが、歳入で県補助金の減額や保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金の増額に伴う財源組替えです。

次の4ページ、6款2項1目特定健康診査等事業費も補正額はありませんが、歳入の県補助金の減額に伴う財源組替えです。

次の5ページ、7款1項1目基金積立金1,199万2,000円の減額は、本補正予算の財源調整による減額です。

次の6ページ、9款1項5目保険給付費等交付金償還金49万6,000円の増額です。22節の細節1. は、令

和4年度の普通交付金、保険者努力支援分の精算実績により県から通知があったための増額であります。9目その他償還金7万9,000円の増額は、令和3年度に実施したコロナウイルス感染症の影響による国保税の減免において、令和3年度中に概算により交付金を受けており、その生産実績確定による返還であります。

以上で、議案第73号 令和5年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

日程第11 議案第74号 令和5年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

議案第74号 令和5年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,721万4,000円と定めたいと思います。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

事項別明細書をもって担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

事項別明細書、歳入1ページをお願いします。4款1項2目保険基盤安定繰入金126万6,000円の増額は、県からの確定通知により、一般会計の県負担金の増額に合わせた増額でございます。

次の歳入2ページ、6款2項1目保険料還付金2万円の増額は、歳出の被保険者への還付実績に伴い、広域連合から受け入れるものです。

次の歳出1ページ、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金126万6,000円の増額です。先ほどの歳入の繰入金の増額分を後期広域連合へ負担金として納付するための増額です。

次の歳出2ページ、3款1項1目保険料還付金2万円の増額は、保険料の還付実績に伴う増額です。

以上で、議案第74号 令和5年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。進行します。

日程第12 議案第75号 令和5年度伊江村水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

議案第75号 令和5年度伊江村水道事業会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

第2条、予算第3条に定められた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したいと思います。21款で水道事業費用、既決予定額が1億8,544万5,000円、補正額がゼロで1億8,544万5,000円と定めたいと思います。

第3条、予算第7条に定められた経費の金額を次のとおり補正をしたいと思います。1項1号で職員給与費で1,836万5,000円、既決予定額、補正予定額が14万6,000円、合計1,851万1,000円と定めたいと思います。

第4条、予算第8条（債務負担行為）、第9条（企業債）を次のとおり定めたいと思います。（債務負担行

為) 第8条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおり定めたいと思います。浄水設備整備事業で、令和5年度から令和6年度までの間で、限度額を3億6,710万円と定めたいと思います。(企業債) 第9条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めたいと思います。起債の目的、建設改良費で、限度額が6,000万円、起債の方法は証書借入、利率が4.0%以内、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

詳細にわたりまして、公営企業課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

公営企業課長 玉城正朝君。

○ 公営企業課長 玉 城 正 朝 君

1ページをお願いします。先ほど村長からありました第2条、第3条は、給与改定によるもので、職員及び会計年度任用職員の給与、手当の不足分を予備費より組替えしております。第4条の第8条(債務負担行為)と第9条の(企業債)は、現在発注を予定しております浄水設備整備事業に係るもので、地方公営企業法施行令及び施行規則の規定に基づき定めたいと思います。浄水施設整備事業の事業費と企業債については、当初予算と補正により予算措置しておりまして、2ページ、実施計画書、3ページの実施計画明細書は給料、手当等の増減でございます。

以上で、議案第75号 令和5年度伊江村水道事業会計補正予算(第3号)の説明といたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(散会時刻14時52分)